

＜令和9年度＞

期間：令和9年4月1日～令和10年3月31日

入会のしおり



多賀町放課後児童クラブ

◆放課後児童クラブとは

保護者・同居親族の就労・健康状態などの事情により、下校後に保護者が在宅せず、子どもだけで生活する事が不安な家庭の小学校就学児を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の心身の健全な育成を図ることを目的としています。

◆入会対象者

町内に居住する小学校就学児で、次のいずれかに該当する場合で入会判定基準表に基づく点数が高い者から順に入会できます。また、心身に障がいがあっても、特別な医療ケアが必要なく、集団生活が可能で児童も入会できます。

- ① 保護者の就労・疾病などの理由により、概ね週3日以上、放課後（午後2時以降）に家庭での養育が困難であり、かつ、同居の親族その他の者においても保護することができないと認められたもの。
- ② 町長が児童の健全育成上、特に必要と認めるもの。

◆入会の可否について

- ① 成人で健康な同居の親族などがある場合は入会の対象になりません(祖父母等も含まれます)。
- ② 入会中に、離職、育児休暇を取得するなど保護者等が在宅となる場合は、事象の生じた月末に退会となります。
- ③ 安全で適切な運営に向けて、入会判定基準表に基づき入会の可否を判定します。
(詳細は、P 6. 多賀町放課後児童クラブ入会判定基準表をご覧ください。)
- ④ 求職中の場合には在宅扱いとなり入会の対象となりませんが、離職後3ヶ月間（4月から翌年3月までが対象）は猶予期間として、入会を許可する場合があります。
- ⑤ 育児休暇取得中の場合は在宅扱いとなり対象となりませんが、年度内（4月から翌年3月まで）に職場復帰される場合はご相談ください。

※注 ④、⑤については必ず事前にご相談ください。

◆クラブでの生活 《普段の過ごし方(例)》

時 間	児 童
15 : 00	下校
	“ただいま”の挨拶
	自分の荷物をロッカーにしまう
	うがい・手洗い
	宿題後、自由遊び
16 : 00	おやつ時間
	遊び・後片付け
18 : 00	“さようなら”の挨拶

◆指導にあたる者

多賀町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例第10条第3項に規定する児童の遊びを指導する資格（放課後児童支援員）を有する指導員のほか、放課後児童クラブ施設での勤務経験ある指導補助員が行っています。

◆運営概要

1. 開所日時 : 学校開校日 ⇒ 下校時 から 18時00分まで
 土曜日・学校休業日 ⇒ 8時30分 から 18時00分まで
 ※ 8時30分までの登所は「早朝」、18時00分からのお帰りは「延長」の扱いとなり、別途「早朝・延長料金」を徴収します。詳細は「P3. 早朝・延長利用料金について」をご確認ください。

2. 閉所日 : 原則として日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始

◎ 土曜日利用について

- ・通年の利用を希望されている方で、保護者の就労・疾病などの理由により家庭での養育が困難であり、かつ、同居の親族その他の者においても諸事情により養育にあたることのできない方を対象としています。
- ・土曜日のみの利用はできません。
- ・1人につき利用負担金（月額5,000円）に加えて、月額1,000円が加算されます。
- ・日割計算による精算は行いません。
- ・お弁当とおやつは各自でご準備をお願いします。

3. 利用負担金等について

- ・月額基準負担金は 5,000円、おやつ代の月額基準料金は 1,500円です。
 （アレルギー等の理由でおやつを食べない場合は、入会申込書にその旨をお書きください。）
- ・土曜日および学校休業日（期間）をご利用の場合は、月額基準負担金の加算があります。

◎利用負担金等の徴収について

利用負担金等の徴収については、月途中の入退会や月利用・期間利用が0日であっても下記「利用負担金」による金額をお納めいただいております。（利用日数に応じた日割計算による減額や免除は行っておりません。）

◎通年（4月から翌年3月まで）の利用負担金

月額	おやつ代	加算金
5,000円	1,500円	4月 1,250円
		7月 2,500円
		8月 5,000円
		3月 1,250円

◎長期休業のみの利用負担金

利用期間		金額	おやつ代
春季休業	4月1日～春季休業最終日	2,500円	500円
夏季休業	夏季休業開始日～7月31日	5,000円	800円
	8月1日～夏季休業最終日	10,000円	1,500円
冬季休業	冬季休業開始日～冬季休業最終日	2,500円	1,000円
春季休業	春季休業開始日～3月31日	2,500円	500円

4. 早朝・延長利用料金について（年間）

入退室時間	7：45 ～8：00	8：00 ～8：30	18：00 ～18：30	18：30 ～19：00
料金	150円	100円	100円	200円

※ 早朝・延長利用は特別な対応です。原則、18時00分までのお迎えをお願いします。

※ 7時45分以前および19時00分以降はお預かりできません。

※ 上記表に記載の時間帯は混雑が予測されますので、余裕をもってお越しください。

5. その他

◎利用負担金減免制度（減免制度を受けられる場合は、別途減免申請が必要です。）

兄弟姉妹で入会	2人目以降の児童の利用負担金の減免（1／2）
児童扶養手当受給世帯	すべての児童の利用負担金の減免（1／2）
生活保護受給世帯	
前年度分の住民税非課税世帯	

・おやつ代の減免措置はありません。

・兄弟姉妹でご利用の場合は、申請の必要はございません。

・兄弟姉妹の利用期間が異なる場合は、一部の金額が減免の対象となります。

・別途、教材費・お楽しみ会等の実費を徴収する場合があります。

・利用負担金は利用月に、早延長料金は翌月に口座振替により徴収します。

・新規入会者のみ、口座振替依頼書に必要事項を記入・押印いただき、教育委員会事務局教育総務課または、各金融機関まで提出してください。

◆留意事項

1. 緊急時の対応について

① 児童の病気や怪我の対応

・発熱等の症状を確認した場合には、保護者にご連絡しますので早めのお迎えをお願いします。

（連絡時は、児童に不安な気持ちを与えないためにお迎えの時間をお伝えください。）

・怪我の場合は、状況判断のうえ保護者にご連絡します。原則、保護者の承諾のもと医療機関を受診しますが、保護者へ連絡が繋がらない場合や緊急の手当てが必要な場合はこの限りではありません。（必要な医療手続きは保護者が行ってください。）

・医療機関によっては選定療養費が発生する場合がありますが、放課後児童クラブによる料金の支払い等は一切行いませんので、保護者の全額負担となります。

・放課後児童クラブ内で生じた児童の怪我に対しては、加入する傷害保険の範囲内での対応となりますが、損害賠償・治療にかかる医療費の全額を保障するものではありません。

② 集団感染症発生による学校・学年・学級閉鎖時の対応

インフルエンザ・新型コロナウイルス等による学級等の閉鎖は、児童同士の感染を防ぐための対策です。児童は自宅待機が望まれるため、該当学級等の児童はお預かりできません。

③ 緊急連絡先について

発熱や怪我などの緊急時、保護者の方と連絡がとれないことがあります。入会申込書の緊急時の連絡先には、就労時間内等でも必ず連絡がつく電話番号をお書きください。

2. 欠席の連絡について

- ・児童が欠席する場合は、放課後児童クラブへ当日の14時00分までに保護者連絡システム（キッズビュー）または電話にてご連絡ください。また、必ず学校にもご連絡ください。
- ・放課後児童クラブへ電話が繋がらない場合は、留守番電話に欠席連絡を残してください。
- ・土曜日、学校休業日は、利用予定日を事前にお知らせください。（予定表を事前に配布します。）

3. 児童の送迎について

- ① 平常時
 - ・小学校の下校時刻に合わせて、児童を迎えます。
 - ・大滝小学校の児童は下校時刻に合わせ、バスで放課後児童クラブまで送ります。
 - ・放課後児童クラブからの帰宅は、保護者の方による迎えとなります。
- ② 土曜日・長期休業期間
 - ・保護者の方の送迎となります。
- ③ 臨時下校日
 - ・暴風警報等の発令で下校時間が繰り上げられた場合でも、放課後児童クラブは開所しますが、児童の安全を考え保護者の方による早めのお迎えをお願いします。
- ④ 送迎時の通行について（※各ルールを守っていただけない場合は、退会していただきます。）

施設は住宅地内にありますので、送迎につきましては以下のことをご理解、厳守してください。

 - ・住宅地内は30km以内の徐行運転。
 - ・住宅地内道路の駐停車の禁止。
 - ・駐車場内での駐停車時はエンジンの停止（アイドリングストップ）。また、オーディオの音量が外に漏れたり、不必要なクラクションの使用など騒音となる行為の禁止。
 - ・放課後児童クラブへの往来はP7. 地図中の矢印線によるものとし、それ以外の道路の進入禁止。
 - ・その他、歩行者優先、譲り合いなど自動車運転の基本マナーを厳守してください。
 - ・児童のお迎え後は駐車場が混み合いますので、速やかに退出してください。
 - ・駐車場では児童を遊ばせないでください。

4. 災害等による緊急避難・暴風警報等発令時の対応

- ① 災害発生時の対応 ⇒ 災害発生時は閉所します。
- ② 特別警報・暴風警報発令時の対応

日程	状況	対応
学校開校日	午前7時現在、暴風警報・特別警報等の発令により学校休校となった場合	閉所
	登校後に暴風警報・特別警報等の発令により学校休校となった場合	開所しますが、児童の安全を考慮し早めのお迎えをお願いします。
土曜日・学業休業日 （長期休業および運動会等の学校行事の実施に伴う振替休日等）	午前7時現在、暴風警報・特別警報等が発令されている場合	閉所
	開所中に暴風警報・特別警報等が発令された場合	児童の安全を考慮し早めのお迎えをお願いします。

5. 就労状況等の変更について

- ・就労状況、住所等に変更が生じた場合は、随時、各種書類にて変更の届出を行ってください。
(届出用紙は、放課後児童クラブまたは教育委員会事務局、多賀町ホームページにあります。)
- ・申請内容と生活の実態が一致しない場合には、入会を取り消す場合があります。
- ・事象発生により減免利用負担金に差額が生じた場合は、事象の発生時期まで遡り徴収します。

6. 入退会について

- ・届出用紙が必要となりますので前月の20日までにご提出ください。
(届出用紙は、放課後児童クラブまたは教育委員会事務局、多賀町ホームページにあります。)
- ・明らかに対象要件を逸していると判断または判明した場合には、退会届の提出の有無に限らず、入会を取り消す場合があります。

7. その他

- ・運動会等の行事の振替休業日は、8時30分から開所します。
- ・生活習慣の一つとして宿題の声かけをしますが、原則、宿題内容の指導や強制はしません。
- ・児童にアレルギーや既往症等のあるときは、必ず事前に放課後児童クラブへお知らせください。
- ・体調が悪い場合でも放課後児童クラブで用意した薬を飲ませることは医師法により禁じられています。医療機関から処方された薬がある場合は、事前に支援員・指導員にお知らせください。
- ・給食のない日や長期休業期間は、お弁当の持参をお願いします。季節によっては、腐りにくいものにするなどの配慮をお願いします。
- ・学年によっては下校時間や宿題の量が違うため、一斉に同じ活動ができない場合があります。
- ・集団生活のルールをご家庭でもご指導ください。
- ・児童の言動について、再三の注意にもかかわらず改善が見られない、あるいは常習的にルールを守っていない、また、他児童・指導員への暴言・暴力、施設備品の器物破損等の問題行動が繰り返されるときは、入会決定期間内であっても退会していただく場合があります。

◆お問い合わせ

お問い合わせ内容	児童に関すること (相談、欠席、早朝・延長)	相談、手続き、指導に関すること
お問い合わせ先	多賀町放課後児童クラブ	多賀町教育委員会事務局 教育総務課
所在地	多賀町多賀722番地59	多賀町多賀324番地
電 話	0749-48-1301	0749-48-8123
F A X	0749-48-1301	0749-48-8155
有 線	2-1301	2-3746
F A X	2-1301	2-3746
閉所 ・ 閉庁日	日・祝・年末年始	土・日・祝・年末年始
開所・開庁時間	(学校開校日) 13:30～18:00 (長期休業日) 8:30～18:00	8:30～17:15

※放課後児童クラブは小学校の運営ではありませんので、ご意見・ご質問やお問い合わせは、放課後児童クラブまたは多賀町教育委員会事務局教育総務課までお願いします。

多賀町放課後児童クラブ入会判定基準表

○ 1. 基準指数と2. 調整指数の合算を対象児童の利用決定基準点数とします。

○ 1. 基準指数は、父親・母親の両方の点数を加算します。

○ 1. 基準指数は、ひとり2項目以上に該当する場合、点数の高い方を採用します。

○ 1. 調整指数は、該当する点数をすべて計算します。

※過去に保護者または児童が放課後児童クラブのルールに従わないなどの行為を行ったことがある場合は、入会をお断りします。

1. 基準指数

要件		父	母	必要書類
月の総就労時間 (就学時間)	160時間以上	20	20	就労証明書 (在学証明書)
	120時間以上	15	15	
	80時間以上	10	10	
	80時間未満	5	5	
保護者の病気等	入院・寝たきり・重度障がい	20	20	①申立書 ②証明書類 ・身体障がい者手帳の写し ・療育手帳の写し ・診断書など
	在宅での療養 ※通院加療を行い、常に安静を要する場合	15	15	
介護または看護	在宅での介護または看護 ※寝たきり・重度障がい	15	15	
	在宅での介護または看護 ※上記以外	10	10	
	病院等への付き添い	15	15	
出産	母親が妊娠または出産後で保育が必要な場合 ※産前は出産予定日の2ヶ月前、産後は出産日から2ヶ月後までとします。	—	13	母子健康手帳の写し
		A	B	

2. 調整指数

要件		点数	必要書類
学年	1年	25	
	2年	20	
	3年	15	
	4年	10	
	5年	5	
	6年	2	
ひとり親家庭（離婚・死亡・行方不明・拘禁・未婚などに該当）		35	
児童相談所からの要請または児童の入会の必要性が関係機関で確認された場合		30	
生活保護受給世帯		20	
住民税非課税世帯		20	
入会申込時に、支払期限から2ヶ月以上経過して利用負担金を滞納している場合(1ヶ月につき5点減点) 例) 1月25日時点で、11月利用負担金を滞納している場合：5点減点		-5～	
保育可能な祖父母と同居している場合（70歳以上や午後2時以降の就労は除く） ※同一敷地内に居住している場合も同居とみなします。		-10	
		C	

$$A + B + C = \text{利用決定基準点数}$$

3. 優先順位（利用決定基準点数が同点の場合）

順位	状況
1	児童相談所からの要請または児童の入会の必要性が関係機関で確認された場合
2	生活保護受給世帯
3	住民税非課税世帯
4	同居者なしのひとり親世帯
5	児童が低学年である世帯

位置図



住宅地内は 30km 以内の徐行運転

必ず ■ 部分に駐車してください。